

社会福祉法人療育・自立センター役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人療育・自立センター（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬、退職慰労金及び旅費（以下「報酬等」という。）の支給について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の業務を執行する役員等に対し、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬年額は、6,000,000円以内とする。支給日は毎月25日を原則とし、当日が休日の場合は事前に支給することができる。

3 非常勤の役員等に対し、その職務についた時は、日額3,000円の報酬を支給する。ただし、本法人の職員給与規程の適用を受ける者はこの限りではない。

(退職慰労金)

第3条 非常勤の役員等が6年以上在任し、任期満了、辞任等により退任した場合、退職慰労金を支給することができる。ただし、法人の職員であった者を除く。

2 前項の退職慰労金は、100,000円を上限とする。

(旅費)

第4条 役員等がその職務のため出張するときは、法人旅費規程（平成28年4月1日制定）の規定を準用する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が理事会の意見を聞いて別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。